

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 7月 1日

青森県知事 殿

提出者

住 所 青森県弘前市大字兼平字猿沢26-1

氏 名 株式会社 兼 建 興 業

代表取締役 兼 平 力

電話番号 0172-82-2145

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 兼 建 興 業
事業場の所在地	青森県弘前市大字兼平字猿沢26-1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業
②事業の規模	別添
③従業員数	別添
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 別添

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	排 出 量	78.36 t	84.42 t
(これまでに実施した取組) 工事発注者の監督員の指示に従う			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	排 出 量	70.00 t	80.00 t
(今後実施する予定の取組) 工事発注者の監督員の指示に従う			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック、金属くず、木くず 手作業
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック、金属くず、木くず 人力と重機を併用し効率と精度を高める。
②計画	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（平成5年度）実績】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	レンガ破片など
排 出 量	300.02 t	15,989.40 t	409.19 t	540.56 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	レンガ破片など
排 出 量	250.00 t	15,000.00 t	400.00 t	400.00 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（平成5年度）実績】				
産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず
排出量	62.88 t	12.73 t	1,100.80 t	12.41 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず
排出量	50.00 t	10.00 t	1,000.00 t	10.00 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（平成5年度）実績】				
産業廃棄物の種類	燃え殻	建設混合廃棄物	-	-
排出量	0.10 t	3.85 t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	燃え殻	建設混合廃棄物	-	-
排出量	- t	- t	- t	- t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（平成5年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
①現状		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	1.25 t	83.27 t
		(これまでに実施した取組)		
②計画		【目標】		
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	80.00 t
		(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（平成5年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
①現状		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
		自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組) 工事発注者の監督員の指示に従う				
②計画		【目標】		
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
		自ら熱回収を行 う 産業廃棄物の量	- t	- t
		自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) 工事発注者の監督員の指示に従う				

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(平成5年度)実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	レンガ破片など
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	14,193.14 t	407.14 t	243.86 t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	レンガ破片など
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	14,000.00 t	400.00 t	200.00 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(平成5年度)実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	レンガ破片など
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	レンガ破片など
自ら熱回収を行 う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（平成 5 年度）実績】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	1,100.09 t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	1,000.00 t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（平成 5 年度）実績】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（平成5年度）実績】

産業廃棄物の種類	燃え殻	建設混合廃棄物	-	-
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	燃え殻	建設混合廃棄物	-	-
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（平成5年度）実績】

産業廃棄物の種類	燃え殻	建設混合廃棄物	-	-
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	燃え殻	建設混合廃棄物	-	-
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（平成5年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
①現状		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)				
		【目標】		
②計画		産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（平成5年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
①現状		全処理委託量	77.11 t	1.15 t
		優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t
		再生利用業者への 処理委託量	77.11 t	1.15 t
		認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
		認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業 者	- t	- t
(これまでに実施した取組) 工事発注者の監督員の指示に従う				

(第4面) - 2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（平成5年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	レンガ破片など
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	レンガ破片など
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（平成5年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	レンガ破片など
全処理委託量	300.02 t	1,796.26 t	2.05 t	296.70 t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	300.02 t	1,796.26 t	2.05 t	296.70 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（平成5年度）実績】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（平成5年度）実績】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず
全処理委託量	62.88 t	12.73 t	0.71 t	12.41 t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	62.88 t	12.73 t	0.71 t	12.41 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t	- t	- t

(第4面) - 4

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(平成5年度)実績】

産業廃棄物の種類	燃え殻	建設混合廃棄物	-	-
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	燃え殻	建設混合廃棄物	-	-
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(平成5年度)実績】

産業廃棄物の種類	燃え殻	建設混合廃棄物	-	-
全処理委託量	0.10 t	3.85 t	- t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t

(第5面)

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
②計画	全処理委託量	70.00	t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	-	t	- t
	再生利用業者への処理委託量	70.00	t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	-	t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	-	t	- t
(今後実施する予定の取組) 優良認定処理事業者へ搬入				
※事務処理欄				

【目標】					
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト	レンガ破片など	
全処理委託量	250.00 t	1,000.00 t	- t	200.00 t	
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	
再生利用業者への処理委託量	250.00 t	1,000.00 t	- t	200.00 t	
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t	- t	- t	

【目標】				
産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	紙くず	木くず	繊維くず
全処理委託量	50.00 t	10.00 t	- t	10.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	50.00 t	10.00 t	- t	10.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t	- t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	燃え殻	建設混合廃棄物	-	-
全処理委託量	- t	- t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t	- t	- t

1. 会社の概要

- (1) 会社名
株式会社 兼 建 興 業
- (2) 資本金
二千万円
- (3) 従業員数
49人

2. 当該事業場において現に行っている事業の概要

- (1) 従業員数
49人
- (2) 元請完成工事高
3億1千9百万円／年
- (3) 工事概要
当会社では主に道路工事、下水道工事、河川改修工事、建物解体工事、産業廃棄物中間処理業等を行っております。
- (4) 事業展望
公共工事発注の激減につき、産業廃棄物の発生も減少すると見込まれる。

(5) 廃棄物処理フロー図

- ・がれき類 → 破碎施設
- ・木くず → 破碎施設
- ・廃プラスチック類 → 破碎施設
- ・鉄くず → 破碎施設

(6) 連絡先

担当者：株式会社兼建興業 総務
電話番号：0172-82-2145

3. 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	専務取締役
廃棄物担当	取締役総務部長 組織人数 3人
役割 廃棄物処理統括 責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
役割 廃棄物担当	<ul style="list-style-type: none"> ・現場監督への法令、行政府の指導内容等の周知 ・処理業者・再資源化施設の調査、選定 ・職員・下請業者の教育、啓発 ・委託契約の締結
役割 現場監督員	<ul style="list-style-type: none"> ・処理実績の集計、記録の保存把握 ・現場方針の作成 ・廃棄物処理計画の策定 ・マニフェストの交付・管理 ・処理状況の確認 ・下請業者の監督指導
廃棄物管理組織 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 代表取締役 専務取締役 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総務部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">営業部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">土木部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">整備部</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> 現場 専務取締役 (統括責任者) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">現場監督員</div> </div>	

(2) 管理体制の強化

社内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するため毎週月曜日に業務連絡会を開いて情報交換をしながら体制の強化を図る。

(3) 教育・研修

外部機関等の研修会には積極的に参加する。

また現場監督員には「産業廃棄物適正処理ガイドブック」を配布し熟読させる。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。

5. 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本事項

① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。

(2) 廃棄物処理の現状

①建設現場から発生する廃棄物は主にがれき類、木くずでほとんどが再生利用されています。

(3) 目標の設定

マニフェスト伝票の管理を徹底する。

(4) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

本社にて定期的に廃棄物関係法令や廃棄物の処理技術について情報を収集し、各現場に情報提供を行う。

(5) 長期的課題

① 環境管理・監査システムの導入・構築

現場における環境管理・監査システムの導入を検討する。

② 環境に係る社会活動への積極的な参加

環境イベントへの参加を積極的に進める。

6. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

発注者と協議して抑制に努める。

7. 産業廃棄物の分別に関する事項

発注者と協議して効率のよい分別に努める。

8. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

発注者と協議して再生処理ルートを確保する。

9. 産業廃棄物の中間処理（再生利用を除く）に関する事項

発注者と協議して中間処理場を確保する。

10. 産業廃棄物の最終処分に関する事項

発注者と協議して最終処分への搬入を最小限に抑える。

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。